

2023年度事業計画

I マグロ資源・マグロ漁業の現状と OPRT の課題

1. マグロ地域漁業管理機関 (RFMO) の現状と今年の課題

2022 年は、新型コロナウイルス感染症の流行が収まりつつあったことを受けて、多くのマグロ RFMO 会合が対面会合とオンライン参加のハイブリッド形式に移行した。2023 年も当面はハイブリッド形式での開催が続くであろうが、徐々に対面方式に移行すると思われる。また、過去2年間の経験に基づき、複雑な交渉を必要としない技術会合は必ずしも対面で議論する必要がないことがわかったことから、いくつかの技術会合はオンラインのみで開催されることになるであろう。

まき網の FAD 操業による小型メバチの多獲がはえ縄操業に与える影響は依然として深刻な問題である。小型メバチ漁獲量の削減は MSY (最大持続生産量) 水準を上昇させ、総漁獲可能量 (TAC) の増大を可能とし、はえ縄漁業のみならず全ての漁業に利益をもたらす。メバチ小型魚の削減は、はえ縄漁業経営の改善にとって極めて重要であり、OPRT としてこれを推進していく必要がある。本件については、RFMO では、1 隻あたりのまき網漁船が常時使用できる FAD 数の制限や禁漁期間の設定が行われている。これに加えて IATTC では、メバチを多獲する漁船の禁漁期を延長するという新たな措置を一昨年導入したところであるが、この措置がどれほどの効果があるのかを注視していく必要がある。また、他の RFMO の措置は依然として不十分であり、FAD 操業回数数の制限といったより効果的な管理措置の導入を進める必要がある。

監視取締措置のうち、転載管理措置については、昨年9月の第35回 FAO 水産委員会会合で転載管理ガイドラインが採択されており、各マグロ RFMO の転載管理措置をこれに合わせようとする動きが出てくるとと思われる。特に、FAO ガイドラインでは、加盟メンバー又は協力的非加盟メンバー籍の運搬船のみを使用すべきと書かれていることから、現行措置で認められている非加盟メンバー籍の運搬船を使用することを禁止しようとする動きが出る可能性がある。

各マグロ RFMO の現状と今年の課題は以下のとおり。

(1) WCPFC

WCPFC では、今年、熱帯マグロの保存管理措置の全面的レビューが行われ、特に公海上のまき網漁業の努力量上限及び割当方法並びにはえ縄漁業におけるメバチ漁獲上限及び割当方法が重要課題として議論されることになる。WCPFC はこのため、昨年12月の年次会合で、今年の作業計画を決定しており、これによれば、議長が2月末までに改正が必要な事項を示した文書を用意し、メンバー国は3月末までにコメントし、議長が4月末までに提出されたコメント一覧を回章し、6月及び10月に熱帯マグロ保存管理措置に関するワークショップを開催することとしている。また、10月のワークショップでは、追加的なワークショップの開催の必要性や年次会合 (クック諸島、12月4~8日) で合意が出来なかった場合の対応についても議論することになっている。

北太平洋マカジキは資源の悪化が懸念されており、昨年の年次会合で議論が行われたが結論は出ず、今年度の年次会合で再度議論されることとなった。昨年の年次会合では FFA メンバーは、資源状況に鑑みれば、船上保持禁止と言った強い措置が必要であると主張しており、今年もこのような主張が行われるであろう。その際には、北太平洋マカジキは基本的に混獲種であり、対象種の漁獲に対する影響を抑制しながら本種の保存管理を如何に図っていくかが焦点となろう。

漁船員の労働基準については、昨年の年次会合では短時間議論が行われ、引き続き議論を行っていくことが確認された。米国は昨年の年次会合で、今年、拘束力のある保存管理措置に合意したいとしており、作業部会等を通じて議論が行われると考えられる。

(2) ICCAT

熱帯マグロについては、昨年の年次会合でメバチの TAC の増加及び新たな割当方法に合意できなかったことから、今年度の年次会合（エジプト、11月13～20日）で合意すべく、3月及び6月に中間会合を開催して議論を進めることとなっている。本件については、TAC 水準、割当方法、FAD 管理措置等について依然としてメンバー間の意見の隔たりが大きいことから、今年合意に至るかどうかは不透明である。

ICCAT は、昨年、大西洋クロマグロの新たな管理手続きに合意し、今後3年間の TAC 及び割当についても合意しており、今年度は、管理手続きの残りの構成要素である「例外的事項が起きた場合の対応」を議論することになる。

北大西洋メカジキについては、今年管理手続きを導入するとしており、このために3回の中間会合を開催する予定である。仮に、管理手続きに合意し、新たな TAC を設定する場合、不確実性を考慮するため通常資源評価に基づく TAC よりも低い TAC となる可能性が高く、そうなれば割当についても見直す必要性が出てこよう。

北大西洋ビンナガについては、現行 TAC は今年までとなっており、今年管理手続きにより 2024 年以降の新たな TAC が計算される予定である。TAC が変更になる場合は割当も変更する必要があるが、関係メンバーの数が少ないためそれほど揉めないであろう。

北大西洋ヨシキリザメについては、今年新たな資源評価が行われることとなっており、その結果に基づき TAC が見直され、TAC が変更される場合は割当についても議論する必要がある。

漁船員の労働基準については5月に作業部会が開催される。これを主導している米国が最終的にどのような成果物を期待しているのかがより明確となるであろう。

現在大西洋クロマグロのみが対象となっている漁獲証明制度を他の魚種にも拡大すべきかどうかの議論が作業部会を通じて引き続き行われる。本件は IUU 漁業排除に向けた重要な措置であり、実施の困難性を如何に克服するかが議論の中心となろう。

(3) IOTC

IOTC は昨年キハダの保存管理措置の強化を議論したが合意できず、年次会合（モーリシャス、5月8～12日）において合意に漕ぎつけるために今年2回の特別会合を開催

して FAD 規制とキハダの漁獲上限を議論することとしていた。FAD 規制については、第 1 回目の特別会合で FAD 禁漁期の導入や FAD 数の削減といった規制強化を投票で採択したが、すでにコモロとオマーンは異議申し立てを行い、EU も異議申し立ての可能性を示唆していることから、今後、年次会合に向けて何らかの動きがある可能性がある。また、2021 年に採択されたキハダの漁獲上限に対して 6 か国が異議申し立てを行うという異常事態となっていることから、このような事態を避けるためには異議申し立てを行っているメンバーの意見を踏まえる必要があるが、当該メンバーの中には自国の漁業開発のためには規制は受け入れられないとするものもあり、交渉は難航が予想される。欧米のバイヤーは、IOTC が適切な保存管理措置に合意できない場合は、対象となるマグロを購入しないとの姿勢を強く打ち出しており、マグロ製品の輸出に依存しているメンバーにとっては深刻な問題となっている。

今年も漁獲割当基準の議論を続けることとしており、数回の作業部会が開催されることとなるが、途上国メンバーの漁業開発を助けるため、先進国メンバーから途上国メンバーに割当を移譲すべきという方向性については一般的な合意があるものの、最初の割当水準や移譲のスピードと規模については意見の乖離が大きく、合意のめどはたっていない。

(4) IATTC

IATTC は 2021 年に、2024 年までの熱帯マグロ保存管理措置を採択している。当該措置の内容は、毎年新たな資源評価（今年メバチ）、まき網漁船キャパシティの増減、委員会科学者の助言に基づきレビューされることになっており、8 月 7～11 日に開催される年次会合で議論される。

転載管理措置については、昨年、EU が非加盟メンバー籍の運搬船使用禁止を提案したが、合意はできなかった。その後、FAO の転載管理ガイドラインが採択されたことから、EU は再度、同様の提案を提出すると予想される。

(5) CCSBT

昨年の年次会合においては、管理手続きにより 2024 年以降の TAC を現行より 3000 トン増加することが勧告されたものの、NZ が、ステレオビデオカメラ及び日本市場の問題について進展が見られないことを理由にこれに合意できないとした結果、本件に関する決定は今年の年次会合（釜山、10 月 9～12 日）に先送りすることとなった。これに伴い、2024 年以降の割当についても今年の年次会議で議論されることとなった。

2. マグロ RFMO に関する諸問題についての OPRT としての対応の方向性

以上の状況を踏まえ、OPRT として以下の活動を行う。

- (1) OPRT 事務局は、2023 年もマグロ RFMO の会議を可能な範囲でモニターし、会員に対して適宜情報提供を行う（RFMO 主要会議の日程は別添のとおり）。ただし、対面会合しか開催されない場合は経費節約のため出席しない。
- (2) OPRT 会員及び事務局は、はえ縄漁業に影響を与える問題として、特にまき網 FAD

操業管理、転載管理、オブザーバーカバレッジ（電子モニタリングを含む）、漁獲証明制度、漁業労働問題について議論の推移に十分注意を払い、OPRT 会員は必要に応じて当局に対して意見具申する。特に、漁業労働問題については、ICCAT と WCPFC で議論が行われていることに留意する。

- (3) サメ、海亀及び海鳥の混獲問題については、適切に対応しなければ、はえ縄漁業の存続にも拘わることから、OPRT として共通の取組方針を定めることを目指す。

3. その他の事項に関する対応の方向性

(1) 過剰漁獲能力問題

マグロ資源の持続的利用のため、OPRT 会員間合意（2003 年世界まぐろはえ縄漁業会議）に基づき、引き続き大型はえ縄漁船の総隻数の抑制を継続していく必要がある。併せて、これまで OPRT が払ってきた努力の効果を維持するためにも、必要に応じて実効的な管理措置の導入を OPRT 会員間で議論する。

なお、台湾のメバチを対象とし冷凍マグロを日本に輸出する小型はえ縄船の OPRT への登録については、日台政府間で議論が進んでおり、その実現は、はえ縄漁業の管理強化に繋がるものと期待されることから、上記合意ができた際にはこれを推進する。

また、海外のマグロはえ縄漁業団体等から OPRT への加入希望がなされた場合は、IUU 漁業の排除及び漁獲能力の抑制の観点から、加入希望団体の資格について関係当局、関係団体等の助言を得つつ審査し、適切に対応する。

(2) IUU 対策

世界最大の刺身マグロ市場国である日本に輸入されるマグロ類から IUU 漁獲物を排除することは、OPRT 会員にとって重要である。このため、マグロ類の日本への輸入に関して、水産庁が実施している事前確認制度の下、提出される一部の書類の入力・集計、通関(輸入)実績の迅速かつ精確な把握のための作業を OPRT としての的確に行う。特に、RFMO 登録漁船による漁獲魚種名、漁獲漁場の偽報告、船名の詐称等は、資源管理措置の効果を減殺するものであり、各 RFMO で導入された漁船の固有識別情報（IMO 番号）等の活用による情報の収集、輸入マグロに関する諸データの分析、DNA 検査等を総合的に推進する必要がある。

また、OPRT 会員漁船の日本へのマグロ類の輸出状況を、迅速に各会員にフィードバックし、管理の促進・強化に供する。

(3) 天然刺身マグロ消費拡大

OPRT の目的の一つである「適切な資源管理の下で漁獲されたまぐろ類の持続的利用の促進」については、日本での魚離れの進行、他の食材との競合が強まっている中、大型まぐろはえ縄船等が生産する天然刺身マグロの特質(資源の持続的可能な利用の面のみならず、優れた鮮度・品質を有する食材としての面)を消費者に訴える機会を増やす等、引き続き努力を傾注する。また、会員が日本以外の市場において同様の努力を行う場合は、事務局はこれまで培ったノウハウを共有する。

(4) 便宜置籍船スクラップ事業

同事業は、日本の国庫から拠出した資金を便宜置籍船スクラップの実施に充て、そ

の後は、日本船、台湾船及びバヌアツ・セイシエルの正常化船から資源管理協力費（事業負担金）を徴収することにより、全額返納する計画である。今年度も、同枠組の下継ぎして事業負担金の徴収を行い、現在貸し付けを受けている海外漁業協力財団に納付する。

II 事業計画

OPRT は、上記を踏まえ、また、厳しい財政状況も踏まえつつ、マグロ資源の保存及び管理の強化を推進し、もってマグロ漁業の持続的発展とマグロ市場へのマグロの安定的な供給に資するため、下記の事業に取り組むこととする。

なお、日本においては、未だ新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組が求められていることから、リモート様式での事務処理の継続、ウェブを利用した OPRT 主催の会合・セミナーの開催など、利用できる最適な手段を確認しつつ、対応していくこととする。

また、下記項目関連の調査、会合出席、イベント等も今年度の新型コロナウイルス感染症防止の観点から、中止、リモート様式での開催などへの変更がありうるので、柔軟に対応していく。

- (1) 資源状況及び国際管理の動向の把握
 - ・各地域マグロ類漁業管理機関（RFMO）の動向把握・分析・情報提供
 - ・環境 NGO の動向把握・分析・情報提供
- (2) 実効ある資源管理の確保
 - ①IUU 漁業の廃絶・防止への取り組み
 - ・日本へ輸入されるマグロのモニター
 - ・RFMO のポジティブ・リストのモニター
 - ・マグロ類の輸入に関する事前確認制度の一部関連作業の実施
 - ・DNA 検査の実施
 - ②漁獲能力抑制の推進
 - ③OPRT 登録漁船の管理（登録船リストの維持・管理・改良を含む）
 - ④中古マグロ延縄漁船の国際取引の把握・輸出中古船の動向調査
 - ⑤混獲生物問題への取組
- (3) マグロ資源の持続的利用の促進による責任あるマグロ漁業の推進
 - ・「10月10日まぐろの日」を中心とするキャンペーンの実施
 - ・マグロ関連イベントの支援・強化
- (4) マグロ資源の管理、貿易及び市場に関する調査及び研究開発
 - ・日本が輸入するマグロ類の流通状況調査
 - ・マグロ類の国際流通状況調査
- (5) マグロ資源の保存・管理に関する国際的な漁業者間の交流・協力の促進
 - ・情報・意見交換会の開催
 - 議題として以下を検討

- －キャパシティ管理の在り方
- －中古漁船輸出入ルールの明確化
- －OPRT 非会員によるマグロ漁獲
- ・関連情報の提供

(6) 責任あるまぐろ漁業の理念の普及・啓発

- ①OPRT ニュースレターの作成、配布
- ②OPRT ホームページの刷新
- ③OPRT ホームページ（日英）を通じた情報提供
- ④OPRT セミナーの開催

テーマ候補

- ・米国政府の IUU 漁業に関する議会報告

- ⑤賛助会員加入の促進
- ⑥友好団体との連携協力による事業の推進

(7) FOC スクラップ事業基金の管理

- ・負担金の円滑な徴収
- ・徴収負担金の納付（公益財団法人 海外漁業協力財団）